

## 公益財団法人東京都水泳協会 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都水泳協会(以下「協会」という。)の賛助会員(以下「会員」という。)に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、協会定款第3条及び第4条の目的及び公益目的事業に賛同し、入会した個人及び法人・団体とする。

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、入会申込書に必要事項を記入して代表理事に提出しなければならない。

2 会員への入会は、同一世帯または同一法人2名までとする。

3 会員の募集定員は理事会の承認を経て、代表理事が別に定める。

4 会員には、次のものを配布する。

(1) 会員証(ADカード)

(2) 水泳手帳(協会が発行する事業予定)

(退会)

第4条 退会するときは、あらかじめ退会届を代表理事に提出しなければならない。

(会員の有効期間)

第5条 会員の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 会員資格は、入会が期間途中であっても3月31日に失効する。

(会費)

第6条 会員の年度会費は次のとおりとする。

(1) 個人 1口10,000円とし、1口以上

(2) 法人 1口10,000円とし、1口以上

2 会費の納入は、入会時に協会指定の方法で納入するものとする。

3 入退会の都合で会員期間が1年に満たない場合でも年度会費の減額はしない。

(賛助会費の用途)

第7条 前条の賛助会費の用途は、その全額を公益目的事業費に使用するものとする。

(会費の不返還)

第8条 会員が既に納入した会費は返還しない。

(賛助会員の特典)

第9条 会員は、当協会が指定した主催事業において、次の特典を享受することができる。

(1) 会員専用観覧席の確保。

(2) プログラムの無料配布。

(3) 会場内での撮影許可。

(除名)

第10条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て除名することができる。

(1) 会員が当協会の名誉を傷つけ、又は、当協会の目的に違反する行為のあったとき。

(2) 会員が会費の納入を怠ったとき。

(3) その他、本協会が会員とすることを不適切であると判断したとき。

(免責事項)

第11条 本協会は、会員が被ったいかなる損害に対しても賠償責任を負わないものとする。

(定めなき事項)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事会の承認を経て、代表理事が別に定める。

(附則)

この規程は、平成27年3月1日より施行する。